## PTA のしおり

白井第二小学校 PTA 本部

PTAってご存知ですか？
P O2

PTAとは
－••••• P O3

| 白井第二小学校PTA の活動内容 | ••••PO 4 |
| :--- | :--- |
| 本部役員 | •••••PO7 |
| 支会長（校外指導部兼任） | •••••PO8 |
| 環境整備部 | •••••PO8 |
| 広報部 | •••••PO 9 |
| 学級部 | •••••PO 9 |
| バレーボール部 | •••••PO 9 |

会計について ••••••P1O

白井市PTA 連絡協議会について
P1 1

入会手続きについて ••••••P12

個人情報の取り扱いについて
－••••P12

PTA 会則
－••••別 紙
PTA 細則
－••••別 紙
個人情報取扱規則
－••••別 紙

## PTAってご存知ですか？

PTAってご存知ですか？
PTAは怖いものではありません！

PTA は詳しくは後述するとして，要は，子どもたちのためにどうすれば良いかをいろい ろな側面から考える会なのです。
PTA が持っている役割として，
（1）子どもたちが楽しく・安全に生活することを応援する
（2）保護者の家庭教育を支援•教育する
（3）地域との連携を通して，子どもたちを危険から守る事などを重点的に考えています。
みなさんも一緒に，楽しく子どもたちを支援•応援していきましょう！

## PTA の目的



## PTAとは

PTA（Parent－Teacher Association）とは，保護者（Parent），教職員（Teacher） の団体となっています。元々はアメリカから戦後入ってきた組織で，日本の始まりは学校を補助する概念として発足しました。この時点で，本家のアメリカでのPTA とはズレた考え方となってしまっています。近年，本来のPTA に回帰する考え方が強くなり，PTA の組織改革が徐々に起こってきています。

PTA は本来，入退会自由な一組織ではあり，活動を保証する法的根拠は特に存在せず，社会教育法の第三章「社会教育関係団体」にあたるとの回答を得られているが，あくまでも同法には「PTA」などの記載は見当たらない。ただし，PTA 活動における災害などについ ての共済制度などについては『PTA•青少年教育団体共済法』というものが存在する。ちな みに，昨今 PTA が学校の施設を優先的に使用でき，かつPTA 会議室などが設けられてい ることに対する発言もみられるが，同じく社会教育法の第四十四条において，学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めることが記載されている。同じ小学校の最大協力団体と認められ，社会教育に利用することから，優先的に借用ができていると考えられます。

PTA はボランティア団体という概念を持ちます。「誰に対するボランティアか？」それは その小学校に通学している児童に対するボランティア活動となります。その為，会員の中に児童は含まれまず，PTA が学校内において児童に対する活動は，等しく享受することが可能です。

ただし非加入の場合にデメリットも存在します。学校内における児童に対する活動は，お手紙などの配布を受けることが可能です。また学外における活動は，お子さんが参加するこ とは可能ですが，PTA 会員宛に配布するお手紙は届かなくなるため，情報の差が発生する ことは十分考えられてしまいます。その点をご注意ください。

子どもたちはボランティア対象として等しく接する事が基本となりますが，お知らせなど の PTA 会員向けの情報に関しては制限されることとなってしまいます。ご了承ください。


## 白井第二小学校 PTA の活動内容

PTA は子どもたちに対する支援を行うボランティア団体ではありますが，その支援方法 として校内活動では「直接的支援」と「間接的支援」とに分けることができ，さらに校外活動があります。

## 校内活動

## 直接的支援

直接的支援とは，PTA が子どもたちに対して直接かかわることで，より直接的な教育参加を行う方法となります。本校では，運動会親子競技などが該当します。
ただし，この支援が多数必要とされる場合は，学校が子どもたちに対して，より十分 な教育が行われていないことを示唆されてしまいます。

## 間接的支援

間接的支援とは，学校教員が，より教育に集中できる環境を保護者が一緒になって作 ることとなります。

例えば環境整備ですが，除草清掃など本来学校が予算建てを行い，市から出る各校の予算から業者と契約し，維持管理に努めることが基本的な流れとなるのが筋となります。 しかし，教育予算があまり拡充されていないなかで，学校がそこまでの予算を組むこと ができないのが現状となります。予算が組めないことからグラウンドの維持管理が滞り， その結果子どもたちがグラウンドでの活動制限に繋がるかもしれません。また，教員は職員であり，その職員が業務において維持管理をするという考え方もできますが，その維持管理に労力を傾けることで，結果的に我々の子どもたちへの教育が踈かになる心配 から，可能な範囲で保護者が協力を行い，教員の教育への賛助という考えで活動を行っ ております。
子どもたちの目に見える援助ではない為，不要にも見られやすい内容となりますが， よりよい教育を行ってもらうためのフォローアップというご理解をしていただければ と思います。

校外活動
校外活動では，地域の自治体などと共に連携しながら，子どもたちを安心•安全に生活ができるように支援する活動です。
本校では，長期休業（夏休みなど）は，校外で遊ぶことがほとんどとなるため，その安全を確認する活動や，日頃からも不審者対策も含め「こども 110 番」活動というも のも行っています。

さらに，登下校時の通学路における交通や不審者などに対する危険箇所点検を行い，市 $P$ 連と協力しながら市や警察に改善を要望する活動も行っています。

子どもたちを支援する内容や，PTA を運営していくための役員や委員があります。以下 はその種類となります。

白井第二小学校のPTA 活動は，大きく分けて学校内での活動と，学校外での活動の 2 つ になります。

学内にかかわる内容

- 環境整備（除草作業）
- 資源回収
- 広報誌のHP 更新
- 運動会（テント設置及び駐車場係）
- ザ・白二祭準備（バザー，軽食）
- バレーボール部

学外にかかわる内容

- 小学校区内危険箇所点検
- 長期休業後の登校指導

そして会を運営していくための本部役員となります。
また白井市には，各学校のPTA（通称 単P：単位PTAの略）との連絡や連携を取りまと めるための，「白井市PTA連絡協議会（通称 市P連）」というものがあり，会長が兼任を します。
※市P連については後述


| 活動名 | 本部役克 |
| :---: | :---: |
| 活動回数 | - 総務委員会 年5回（内3回は運営理事会と合同開催） <br> - 総会 年1回 <br> - 役に応じて年多数 <br> 他 不定期で業務の必要に応じて |
| 活動内容 | 会 長 1 名 <br> －会長は，副会長と一緒に PTA 運営の中心的役割となります。学校行事 （入学式，卒業式の他，白井中学校体育祭，立春式など）への参加があり ます。 <br> また，会長は市 $P$ 連での活動もあり，会長会と呼ばれる会議やその他市 P連事業にも参加します。 <br> 副会長 2 名 <br> －会長と一緒に，PTA を運営するのに中心的に活動します。会長が市 P 連 に係ることが多い分，副会長が単Pの運営の中心となります。総務委員会議•運営理事会議の司会及び書記も務め，議事録の作成も行います。 <br> ※年間役務として，各会議開催要項•会議議題作成，PTAバレー部お手伝 い，バレーボール大会応援，環境整備，運動会（前日準備，運営協力），ザ・白二祭（前日準備，バザー），卒業式及び入学式参列，PTA 総会及び歓送迎会出席等 <br> 幹 事 2名 <br> －会計をすることで，支出入を管理します。 <br> また，資源回収で上げた収益も併せて管理します。 <br> ザ・白二祭での軽食の取りまとめをし，発注作業を行います。 <br> ※年間役務として，環境整備，運動会（前日準備等），ザ・白二祭（前日準備，軽食手配），卒業式及び入学式参列，PTA 総会及び歓送迎会出席等 <br> 会計監査 1 名 <br> －年度末に1回，会計の監査を行い活動費が適正に支払われているかを チェックします。 <br> 前年度，本部役員が担当しています。 <br> 選考委員会•••総務委員で次年度役員の選出調整を行う。 |


| 活動名 | 支会長（校外指導部兼任）吕阤区 1 名 |
| :---: | :---: |
| 活動回数 | - 役員会 年5回（内3回は運営理事会と合同開催） <br> - 総会 年1回 <br> - こども 110 番会議（白井中学区）年 2 ～3回 <br> - 長期休業対策研修会•合同こども110番会議（市P連） <br> - 情報交換会（市 P 連） <br> - 入学説明会 <br> 他 不定期で業務の必要に応じて |
| 活動内容 | - 小学校区の危険箇所等の点検及び報告。 <br> - 白二小学区青色パトロール車にて巡回。 <br> - 夏期巡回パトロール曰誌集約。登校指導順番表の作成及び旗の管理。 <br> - こども110番協力者の管理・ステッカー管理•自治会へのお礼文配布。 ※年間役務として，環境整備，運動会（前日準備，運営協力），ザ・白二祭（前日準備，軽食），PTA 総会及び歓送迎会出席等 |


| 活動名 | 環境整備部 各地区 1 名 |
| :---: | :---: |
| 活動回数 | - 役員会 年5回（部長のみ）（内3回は運営理事会と合同開催） <br> - 総会 年1回 <br> 他 不定期で業務の必要に応じて |
| 活動内容 | －毎月第二土曜日，朝 8：OOから 30 分程度。 <br> 平塚地区は3か月に1度，平塚分校にて行う。 <br> 回収日にトラックへの積み込み作業の立会 <br> －6，10月 除草作業 <br> ※年間役務として，運動会（前日準備，運営協力），ザ・白二祭（前日準備，軽食） |


| 活動名 | 広報部•••現在はPTA 会長，監査，教員2名が担当 |
| :--- | :--- |$|$| 活動回数 |
| :--- |
| 役員会 年5回 |
| •総会 年1回 |
| 他 不定期で業務の必要に応じて |


| 活動名 | 学級部 各学級 2 名 |
| :--- | :--- |
| 活動回数 | •役員会 年5回（部長のみ）（内3回は運営理事会と合同開催） <br> •総会 年1回 <br> 他 不定期で業務の必要に応じて |
| 活動内容 | •各学級の保護者会運営等 <br> ※年間役務として，運動会（前日準備，運営協力），ザ・白二祭（前日準備， <br> 学級部のイベント）等 |


| 活動名 | ノ゙レーボール部ア・••人数不足のため，現在は白井中学区合同チーム |
| :--- | :--- |

## 会計について

毎年3月に決算を迎え，翌4月以降から新年度として新たにスタートしています。
会費は5月頃に，口座から学校に代行して徴収を行っています。本来，PTA が直接集金をすべきところですが，「子どもたちにお金を持たせたくない」「保護者が学校に持って いくのが手間」などのご意見から，代行してもらっております。ご理解ご協力を賜りたく存じます。

## 繰越金について

毎年度，決算には繰越金があります。これは，新年度が始まった際に発生する，市P連 や学校保健会への負担金であったり，各活動に際する経費がいつ発生するかわからない予備並びに，PTA 賠償責任保険への保険料などがあります。次年度分の会費納入までの不測の事態に対応できるよう，年間の決算額とほぼ同額を毎年予備費として繰越をさせてい ただいております。


## 白井市PTA 連絡協議会について

白井市には，市内 14 校の中•小学校でそれぞれ選出されたPTA会長が集まる会として，白井市PTA連絡势議会（通称：市P連）があります。
これは，日本 PTA 全国協議会，千葉県 PTA 連絡協議会，印旛郡市 PTA 連絡協議会と協力して活動しています。
活動内容は，
年8回程度の定期的な会議を通して

- 白井市内各校からの危険個所の取りまとめ，並びに市への要望書提出
- 白井市全体での「こども 110 番」事業
- 長期休業（夏休みなど）対策
- 視察研修事業
（一例：放射能問題の際には，東海村で原燃からの説明ならびに，原子力発電反対派 からの説明を聞き，各校の放射能対策への指針とするための視察研修など）
－活動支援研修事業
（一例：自転車と自動車の事故などを再現し，危険を学習するスケアードストレイト）
－印旛郡市PTA 連絡協議会への出席（市P会長）
などを行っています。
あくまでも，各学校のPTA に対する上部団体というわけではなく，各学校の PTA が円滑に活動することができるための，調整団体いう位置づけとなっています。


## 入会手続きについて

PTAは入退会が自由な組織となっております。
入会は入学年度当初，もしくは入会することが決まった時に参加表明をしていただき，卒業までは自動継続となります。

入会届は1児童につき1枚ご記入いただきます。会員管理の都合上よろしくお願いいた します。

ただし，退会が決まった場合は，その旨を紙面にてご提出いただければ，それをもって退会とさせていただきます。

また，転出（転校）が決まった際には速やかにご連絡いただければ幸いです。転出が決ま って，学校へ連絡する際に，PTA にも転出を伝えることを了承していただけますと，より スムーズな流れとすることができます。

## 個人情報の取り扱いについて

個人情報カードに記載されている，
（1）児童氏名
（2）会員氏名
（3）会員住所
（4）会員電話番号

につきましては，PTA（※）の運営に必要な範囲での使用に限らせていただきます。
（※白井第二小学校PTA，白井市PTA 連絡協議会）
また，白井中学校区では，協力をして学外活動を行っていることもあり，校外活動ならび に小学校側での運営の必要があり次第，必要に応じて情報を共有することがあります。

法令等によって開示•提供が求められた場合を除き，同意を得ることなく個人情報を第三者に開示•提供することはありません。

また，個人情報保護法のコンプライアンスとして，学校からも同意がない限り取得できな いようになっております。登録内容に変更がありましたら速やかにご連絡ください。

